

研究倫理委員会規程（'08. 2. 14、'10. 6. 17、'15. 2. 19）

（設 置）

第 1 条 神戸松蔭女子学院大学に「研究倫理委員会」（以下「委員会」と記す。）を設置する。

（目 的）

第 2 条 委員会は、本学教員ならびにその指導する学生が行う研究またはその成果の公表が倫理綱領（健康、人権、プライバシー及び尊厳）を遵守して行われることを目的として、研究計画の内容を倫理的観点から審査する。

（任 務）

第 3 条 人間を直接の対象とする研究を行おうとする教員が該当する研究計画を提出した
ものについて審査する。

2 学生の研究の場合は、それを指導する教員が委員会の審査を必要とすると判断した時に、所属する学科会議で判定を受けた上で委員会に審査を申請する。

3 委員会は申請された研究計画の内容が倫理綱領を遵守しているかどうかを別に定める内規に従って審査・判定する。

4 倫理綱領に違反する研究を行った場合の裁定案を答申する。

5 研究倫理委員会規程及び関連する内規の改廃について審議する。

6 その他、委員会が必要と認める業務を行う。

（組 織）

第 4 条 委員会は教務部所管の専門委員会とする。

2 委員会は以下の委員をもって組織する。

(1) 副学長 (2) 学部長 (3) 大学院研究科長

3 委員会は、審査分野に応じて若干名の委員を指名することができる。

4 副学長は委員長として委員会を招集し、その議長となる。

5 学長は、必要に応じて委員会に出席することができる。

（規程の改廃）

第 5 条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

（そ の 他）

第 6 条 委員会に関連する内規を別に定める。

附 則 この規程は2010年4月1日より施行する。

本規程における「人間を直接の対象とする研究」とは以下のものを含む。

(1) 人間を被験者として行う実験研究

(2) 人間を被験者として行うアンケート又は面接調査研究

(3) 医学、心理学、教育学その他における臨床実践に基づく研究

附 則 この規程は、2015年4月1日より改正施行する。

倫 理 綱 領

本学独自の倫理綱領を策定するのではなく、その教員が所属している学会の倫理綱領を使う。

研究倫理委員会審査に関わる内規

(’08. 2. 14、’10. 6. 17、’11. 11. 17、’16. 7. 26、’18. 2. 14)

1. 申請手続き

(1) 研究計画の審査を申請する者は以下の書類を委員長に提出する。

- ① 所定の申請書
- ② 申請者が所属している学会の倫理綱領
- ③ ②を基にした所定の審査項目照合表（チェックリスト）
- ④ 事前説明書
- ⑤ 同意書

ただし、研究の内容によっては以下の書類の提出を求める。

- ⑥ 質問紙、インタビュー項目の一覧

(2) 審査の申請があった時、委員長は速やかに委員会を開催する。

2. 審査

(1) 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、判定は出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、グループウェア等により協議する場合、委員全員の参加を必要とする。

(2) 以下の申請については、委員長が認めた場合、委員長と申請者が所属する組織の長(学部長もしくは研究科長)とで審査判定を行う。審査結果は他の委員に報告し、異議がない場合は判定を確定させる。

- ① 既に承認された研究計画の軽微な変更の審査
- ② 共同研究であって、既に主たる研究機関において倫理審査委員会の承認を受けた研究計画を、本学で実施しようとする場合の研究計画の審査
- ③ 以下の条件を全て満たす研究計画の審査
 - ・ 個人情報扱わないもの
 - ・ 人体から採取された試料等を用いないもの
 - ・ 観察研究で、人体への負荷を伴わないもの
 - ・ 被験者の意思に回答が委ねられ（拒否の機会の保障）、質問内容が被験者の心理的苦痛をもたらさないと想定されるもの

3. 審査の判定

審査の判定は以下の表示によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認
- (3) 不承認
- (4) 該当せず

なお、判定の有効期間は2年間とする。判定日から2年を超えて当該研究を続けるときは、再申請・再審査を必要とする。ただし、競争的研究資金（科学研究費補助金など）を獲得した研究課題については、その研究期間を有効期間とすることができる。

4. 審査の通知

(1) 委員長は、審査終了後速やかに申請者に結果判定書を交付する。

(2) 審査の判定が承認または条件付き承認となったものについては、教学委員会に報告する。

5. 再審査

申請者は審査結果に対して異議がある場合は再審査を請求することができる。
再審査請求期間は結果判定書を受領した翌日から起算して2週間以内とする。

6. 審査の証明

研究等に係わる論文の雑誌掲載等に関して、必要な倫理審査の証明は、委員会が認定したうえで行う。

附 則 この内規は、2018年2月14日より改正施行する。

覚 書：「2. 審査」の(2)③は、個人情報を扱わない質問紙調査のみ行うケースを主に想定している。被験者の拒否の機会の保障（アンケートを返さなくても不利益にならない環境や、答えることを暗に強要されない環境・方法）と、心理的苦痛を伴わないことが求められる。